

【参考資料】

令和元年第4回奥州市議会臨時会
条例議案 新旧対照表

議案第2号 奥州市医師養成奨学資金貸付条例の一部改正について

奥州市医師養成奨学資金貸付条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(償還) 第8条 略 2 貸付期間は、第2条第1号に規定する貸付対象者のうち、<u>4年以上月額貸付金の貸付けを受けたものが岩手県内の基幹型臨床研修病院で臨床研修を受けた場合は、当該期間から1年を減じた期間とする。</u> (償還の免除) 第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の償還を免除することができる。 (1)～(4)略 (5) 臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において医師の業務に従事した期間が貸付期間に満たなかったとき <u>当該業務の従事期間を貸付期間（前条第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の貸付期間）で除して得た数を償還債務の額に乗じて得た額</u> 2 略 (償還の履行猶予) 第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、償還債務の償還の履行を猶予することができる。 (1)～(3)略 (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。	(償還) 第8条 略 2 貸付期間は、第2条第1号の貸付対象者のうち<u>4年以上の貸付けを受けた者が岩手県内の基幹型臨床研修病院で臨床研修を受けた場合は、当該期間から1年を減じた期間とする。</u> (償還の免除) 第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額の償還を免除することができる。 (1)～(4)略 (5) 臨床研修を行った後、規則で定める期間内に市立病院等において医師の業務に従事した期間が貸付期間に満たなかったとき <u>当該業務の従事期間を貸付期間で除して得た数を償還債務の額に乗じて得た額</u> 2 略 (償還の履行猶予) 第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、償還債務の償還の履行を猶予することができる。 (1)～(3)略 (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。